諏訪市議会基本条例 解説付き

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第1条 (目的)

第2章 議会及び議員の活動原則

第2条 (議会の活動原則)

第3条 (議員の活動原則)

第4条 (グループ(会派))

第5条 (議員間討議の充実)

第6条 (委員会の適切な運営)

第7条 (議会改革の推進)

第8条 (政治倫理)

第9条 (危機管理)

第3章 議会と市民との関係

第10条 (市民参加及び市民との連携)

第11条 (議会広報の充実)

第4章 議会と市長等との関係

第12条 (市長等との関係の基本原則)

第13条 (議会の議決事件)

第5章 議会の機能強化等

第14条 (議員研修の充実強化)

第15条 (政務活動費)

第16条 (議員定数)

第17条 (議員報酬)

第18条 (議会事務局の体制整備)

第6章 他の条例との関係・検証及び見直し

第19条 (他の条例との関係)

第20条 (検証及び見直し手続)

附則

諏訪市は、昭和 16 年に市制を施行して以来、多くの先人たちの努力により、市政の発展を遂げてきた。近年は、地方分権の進展により、地方自治体の自己責任及び自己決定の範囲が拡大され、議会が果たすべき責任や役割がますます大きくなっている。

こうした中、議会が市民の負託に応え、市民福祉の向上及び地域社会の活力ある発展を 目指し活動していくためには、市民の意思を代表する議事機関であることを認識し、これ まで以上にその責務を果たすことが求められている。

諏訪市議会においては、先例集という形で過去の経緯、議会のあり方を諸先輩議員より受け継ぐとともに、常に先進的な事例を取り入れ、様々な議会改革に取り組んできたと

ころであるが、これまでの改革に満足することなく、市民参加の推進及び情報公開を積極的に進め、市民に信頼される議会を目指し、議会の機能をさらに充実するように努めなければならない。

ここに、諏訪市議会は、二元代表制のもとで、議会及び議員のあり方を明確にすると ともに、市民の信頼に応え、活力あふれる議会活動を実践していくことを決意し、議会及 び議員の活動の規範としてこの条例を制定する。

(解説)

前文として条例制定の背景及び必要性並びに諏訪市議会の目指すべき方向性について、うたっています。地方分権の進展により、議会は議事機関としてその責任と役割が増大し、市民の多様な意見を反映する合議機関として、より公平・公正・透明な議会運営が求められるようになりました。

諏訪市議会と市長は、二元代表制の下で最良の意思決定を行うために、互いに競い合い協力し合いながら、市民の負託に応えられるよう切磋琢磨することを宣言するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市民に信頼され、活力ある議会とする ために必要な基本理念を明確にし、議会及び議員の活動原則その他議会に関する基本 的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上 と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(解説)

この条例の制定の目的と達成手順を明らかにしています。議会及び議員の活動の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民の負託に応え、市民全体の福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的として定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
 - (1) 公平性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
 - (2) 市民の多様な意見を把握し、政策に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
 - (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言及び政策立案の強化に努めること。
 - (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
 - (5) 市民の参画の意欲が高まるよう、分かりやすい視点及び方法による議会運営を行うこと。

(解説)

議会が責務を全うし、前条に掲げる目的を達成するための議会の基本的な活動原則を

定めたものです。

第1号は、市民全体の代表者として公平・公正な議会運営を行うとともに、活動状況を積極的に公開することにより透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこととしています。

第2号及び3号は、市民の多様な意見を把握するため、意見交換会など市民参加の様々な機会づくりに努め、把握した市民の意見を市政や議会運営に反映することとしています。

第4号は、議会審議や調査などを通じ、市長等の執行機関の市政運営を監視すると ともに、事務執行の成果について評価することとしています。

第5号は、市民に関心を持ってもらえるように分かりやすい議会運営を行うことと しています。

(議員の活動原則)

- 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
 - (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
 - (2) 市政の課題全般について市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、自己の 資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわし い活動をすること。
 - (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表の視点にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(解説)

市民の代表としての議員の責務を踏まえ、議員の基本姿勢、議会活動における原則を定めたものです。

第1号は、議会は複数の議員による議論によって物事を決める言論の府であり、合議制の機関であることから、議員相互間の自由な討論を十分に行い、議論を活性化することとしています。

第2号は、議員は市民の負託を受けた市民の代表であることを念頭に置き、市民の 多様な意見の集約に努めるとともに、常に調査研究・研修に努め、資質を高めること としています。

第3号は、市政全体を見据えた広い視野で市民福祉の向上を目指して活動することとしています。

(グループ(会派))

- 第4条 議員は、議会活動を行うためにグループ(会派)を結成することができる。
- 2 グループ(会派)は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 グループ (会派) は、政策の立案、提言等を行うための調査研修を積極的に行うものとする。

4 グループ (会派) は、必要に応じてグループ (会派) 間で調整を行い合意形成に努めるものとする。

(解説)

諏訪市議会はグループ(会派)制をとっており、同一の理念を共有する議員で構成することとしています。

グループ(会派)の役割として政策立案、政策提言を行うために積極的に調査や研修を行うこととし、議会としての合意形成のため必要に応じてグループ(会派)間の調整を行うこととしています。

(議員間討議の充実)

- 第5条 議会の議長(以下「議長」という。)並びに常任委員会、議会運営委員会及び 特別委員会(以下「委員会」という。)の委員長(以下「委員長」という。)は、議 会が言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営し、 合意形成に努めなければならない。
- 2 議員は、本会議及び委員会において、自らの意見、考えを丁寧に述べるとともに、他の議員の意見にも真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くさなければならない。

(解説)

議案の審議等にあたり、議会の機能を十分に発揮するため、議員間において自由閣 達な議論が行えるよう、議長及び委員長が努めることとしています。

第2項は、議会は言論の府であることから、議員は課題と論点をはっきりさせるため議員相互間の討議を十分に尽くすこととしています。

(委員会の適切な運営)

- 第6条 議会は、社会経済情勢により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応する ため、委員会の適切な運営を図らなければならない。
- 2 委員会は、審査に当たって資料を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 3 委員会は、所管事務調査及び政策提言を積極的に実施し、その機能を十分発揮しなければならない。

(解説)

時代の変化により新たに生じる行政課題に、委員会の持つ専門性を生かして適切に 対応することを定めています。

第2項は、委員会は情報公開に努め、市民に分かりやすい議論を行うこととしています。

第3項は、所管事務調査により積極的に市政の課題を把握し、その解決のために積極的な政策提言を行うこととしています。

(議会改革の推進)

第7条 議会は、時代の変化に対応した議会改革の取組を継続して推進するため、議員 で構成する検討委員会を設置するものとする。

(解説)

諏訪市議会では、今までも継続的に議会改革に取り組んできましたが、社会情勢の変化と新たに生じる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的に改革に取り組むための組織を設置することとしています。

(議員の政治倫理)

第8条 議員は、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、公正かつ誠実を基本として、良心及び責任感を持って行動し、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

(解説)

議員は、市民全体の奉仕者として市民の信託に応えるため、公正・誠実かつ清廉を 基本として厳しい倫理意識に徹して行動し、市政の発展に努めることとしています。

(議会の危機管理)

- 第9条 議会は、災害等が発生したときは、市の災害対策本部との連携を密にし、市民 の安全の確保に努めるものとする。
- 2 議員は、別に定める災害時行動マニュアルに基づき、議長との連携及び議員間の情報 交換を図り、災害対応に当たるものとする。

(解説)

災害時において、市民の生命・財産及び生活を守るため、市の災害対策本部との連携を図り、協力することとしています。

第2項は、別に定めたマニュアルに従い、議長の指示のもと議員間の情報共有に努めることとしています。

第3章 議会と市民との関係

(市民参加及び市民との連携)

- 第10条 議会は、積極的に議会の活動に関する情報公開を行うとともに、市民に対する 説明責任を十分果たさなければならない。
- 2 議会は、人事案件を除き、原則として本会議、委員会その他の会議を公開するものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願及び陳情をした者の 意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。
- 4 議会は、議案に対する各議員の表決の結果を公表しなければならない。
- 5 議会は、市民の意見を議会運営の改善、政策提言に反映させるため、意見交換会を毎 年開催するものとする。

(解説)

議会の活動状況を積極的に公開することにより、透明性を確保し、公平・公正な議会運営を行うとともに、市民に対する説明責任を果たすことと定めています。

第2項は、人事案件を除き会議を原則として公開とすることとしています。

第3項は、請願及び陳情は必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設けることとし、 多様な市民の意見の聴取に努めることとしています。

第4項は、議員の議案に対する賛成・反対を明らかにすることで、議案に対する議員個々の判断について市民が的確に評価できる情報を提供することとしています。

第5項は、市民との意見交換の場として議会が地域に出向く等、意見交換会を毎年 開催することとし、市民の意見を議会運営や政策提言に反映させるよう努めることと しています。

(議会広報の充実)

- 第11条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるため、すわ市議会だより、 議会ホームページ等を活用し、わかりやすい議会情報の提供に努めるものとする。
- 2 議会は、本会議の中継や録画放送など、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。

(解説)

議会だより、議会ホームページ等を通じて、議会活動に関する情報を市民に分かり やすく提供するよう努めることとしています。

また、情報技術の発達により可能となる、より多様な情報公開手段を用いて、広報 の充実に努めることとしています。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

- 第12条 議会は、二元代表制に係る市長との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行うものとする。
 - (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
 - (2) 市長等は、議員の質疑又は質問に対し、議長又は委員長の許可を得て趣旨確認の発言をすることができるものとする。
 - (3) 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を明確にし、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。
 - ア 政策を必要とする背景
 - イ 提案に至るまでの経緯
 - ウ 他の自治体の類似する政策との比較検討
 - エ 市民参加の実施の有無とその内容
 - オ 総合計画との整合性

- カ 法令及び条例との関係
- キ 財源措置
- ク 将来にわたる効果及び費用
- ケ その他議会が必要と判断する事項
- (4) 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前号の規定に準じて、市長等に対し 分かりやすい施策別又は事業別の説明を求めるものとする。
- (5) 市長等の事務執行が適正かつ公平及び効率性をもって行われているかを監視し、 評価するとともに、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるも のとする。

(解説)

ともに市民から選挙で選ばれた市長と緊張ある関係を保持しながら、二元代表制を 最大限生かして市民にとって最良の施策を実現していくための手法を定めています。

第1号は、質問の論点を明確にして議論を深めることを定めいています。

第2号は、論点を明確にするために、市長等が議員の質問等の趣旨や根拠を確認することを認めています。

第3号は、市長が提案する政策等を審議するにあたり、市長に対してアからケまでの9項目について説明を求めていくことを定めています。議会は説明を受けた内容を基に論点を明確にし、審議を行い政策等の質の向上に努めます。

第4号は、議会が予算や決算の審査を十分に行えるようにするため、市長に対し政 策別・事業別のわかりやすい資料の提出に努めるよう求めることを定めています。

第5号は、議会は市長等執行機関を監視する役割を持った機関であることを認識 し、事務の執行の監視や評価を行うとともに、適切な措置を講ずるよう求めることと しています。

(議会の議決事件)

- 第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の 規定による議会の議決に付すべき事件は、総合計画における基本構想とする。
- 2 議会は、議決事件を追加し、又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

(解説)

二元代表制の立場から議会の行政監視機能と議決権を強化するため、地方自治法第 96条第2項の規定に議決事件を追加することができると定めています。

議決事件とは議会の議決の対象となる事項・事例のことを言います。地方自治法では市議会が市の意思を決定するために議決すべきこととして条例や予算など15項目の法定議決事件を定めています。

市政全般にわたる重要な指針である基本構想について議決事件とすることにより、 市民の代表である議会と市長がともに市民に対する責任を担い、透明性の高い市政を 推進することを目指しています。 第5章 議会の機能強化等

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策立案能力及び政策提言能力の向上のため、多様な研修の機会を設けるよう努めなければならない。

(解説)

議会がその責務を十分果たすため、議会として政策立案・政策提言の能力の向上を 図る研修会を積極的に実施することを定めたものです。

(政務活動費)

- 第 15 条 議員は、諏訪市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年諏訪市条例第 19 号)の規定に基づく政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。
- 2 議員は、政務活動費の適正な執行に努め、その使途については市民に対して説明責任を負う。
- 3 議員は、政務活動費を活用した調査研究その他の活動の結果について、議長に報告するとともに、議会活動の場に生かしていくよう努めなければならない。
- 4 議長は、政務活動費の全ての支出の証拠を明確にし、公表するとともに、政務活動費の透明性の向上に努めるものとする。

(解説)

政務活動費の執行及び公開について定めています。

政務活動費の交付に関しては、市条例・規則を遵守し、積極的かつ有効的に活用するものと定めています。

議員は、政務活動費の趣旨に則り、適正な執行に努めるとともに、議会として公正性、透明性の観点から、収支報告書、会計帳簿の積極的な公表を規定しています。また、政務活動費を活用した結果について、議会として共有するとともに議会活動に生かすよう努めることと定めています。

政務活動費は、条例の定めるところにより、議員の調査研究やその他の活動に必要な経費の一部として、グループ(会派)または個人に対して交付されるものです。地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中、地方議会の担う役割も格段に大きくなってきていることから、議員の調査活動基盤の充実を図ることを目的に地方自治法に定められているものです。

(議員定数)

第 16 条 議員定数は、諏訪市議会議員定数条例(平成 12 年諏訪市条例第 26 号)で定める。

2 議会は、前項の議員定数を改正しようとするときは、行財政改革の視点だけでなく、 市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、広く市民の声を 聴取し、議会の機能を果たすために必要な数とするものとする。

(解説)

議員定数の改正の考え方を定めています。議員定数の改正にあたっては、多様な民意を反映し、議会の機能を十分に果たせるかを考慮して定めることとしています。

(議員報酬)

- 第 17 条 議員報酬は、諏訪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年諏訪市条例第 28 号)で定める。
- 2 議員報酬は、行財政改革の視点だけでなく、市政における議員の職務及び職責を十分 に考慮するとともに、多様な人材が議員として活動できる環境整備の観点も踏まえ、 市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮して定めるものとする。
- 3 議員報酬の改正を委員会又は議員から提案する場合は、市民の意向を十分に把握した上で、本市の実情にあった議員報酬を検討し、明確な改正理由を示すものとする。

(解説)

議員報酬の改定に関する議案の提出方法には、次の3通りの方法があります。

- ① 市長が報酬等審議会に諮り、答申を受けたのちに市長が提案する。
- ② 2人以上の賛同する議員又は委員会が提案する。
- ③ 市民の直接請求により提案する。
- 一般的には市長が提案する方法が多くなっていますが、ここでは議員報酬のあるべき姿について規定しています。

議員報酬の改定を委員会又は議員から提出する場合には、行財政改革の視点や他市 との比較だけでなく、市政の現状や将来展望を踏まえて総合的に検討し、市民の意向 を聴取したうえで、明確な改正理由を説明することと定めています。

(議会事務局の体制整備)

- 第 18 条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法 務機能の強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。
- 2 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するために必要な予算の確保に努めるものとする。

(解説)

議会に関する事務を行っている議会事務局において、議会機能を強化し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査・法務機能の充実、組織体制の強化を図ることを定めています。

第2項は、市民への説明責任や議会の使命を遂行するために必要な予算の確保に努めることを定めています。経済情勢や市の財政状況を考慮しなければなりません。また、市長の予算編成権を侵すものではありません。

第6章 他の条例との関係・検証及び見直し

(他の条例との関係)

- 第19条 この条例は、議会及び議員の活動原則等議会の基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。
- 2 議会は、議員にこの条例の理念を理解させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、同条例に関する研修を行うものとする。
- 3 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則や先例集等を遵守して議会を運営するものとする。

(解説)

本条例が議会に関する他の条例等に対して優位性を持っていることを明確にしています。

第2項では、議員に議会基本条例の理念を理解させるために、一般選挙後速やかに 研修を行うことを定めています。

第3項では、議会基本条例等を遵守して議会運営することを定めています。

(検証及び見直し手続)

- 第20条 議会は、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかについて検証を行う ものとする。
- 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則、先例集等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

(解説)

本条例の検証及び見直しについて規定しています。

議会基本条例に沿った議会運営と市民の意見や社会情勢等を勘案し、条例施行後も 議会の在り方について検討を重ね、必要に応じて所要の措置を講ずることを規定して います。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[公布日は、平成30年12月12日です。]